

## 地 球 温 暖 化 対 策 計 画 書

### 1 地球温暖化対策事業者の概要

地球温暖化対策事業者 (届出者)の名称	栄三丁目ビルディング管理組合		
地球温暖化対策事業者 (届出者)の住所	名古屋市中区栄三丁目6番1号		
工場等の名称	栄三丁目ビルディング		
工場等の所在地	名古屋市中区栄三丁目6番1号		
業種	不動産業、物品賃貸業		
業務部門における 建築物の主たる用途	物販店		
建築物の所有形態	賃貸しビル等(賃貸ししている建築物)		
事業の概要	事業協同組合		
計画期間	令和4年4月1日	～	令和7年3月31日

### 2 地球温暖化対策計画書の公表方法等

公表期間	令和4年7月25日 ～ 令和7年3月31日		
公表方法	掲 示 閲 覧	(場 所) 栄三丁目ビルディング 防災センター	
	ホ ム ペ ー ジ	(HPアドレス)	
	冊 子	(冊子名・ 入手方法)	
	そ の 他	(その他詳細)	
公表に係る問合せ先	052-262-6152		

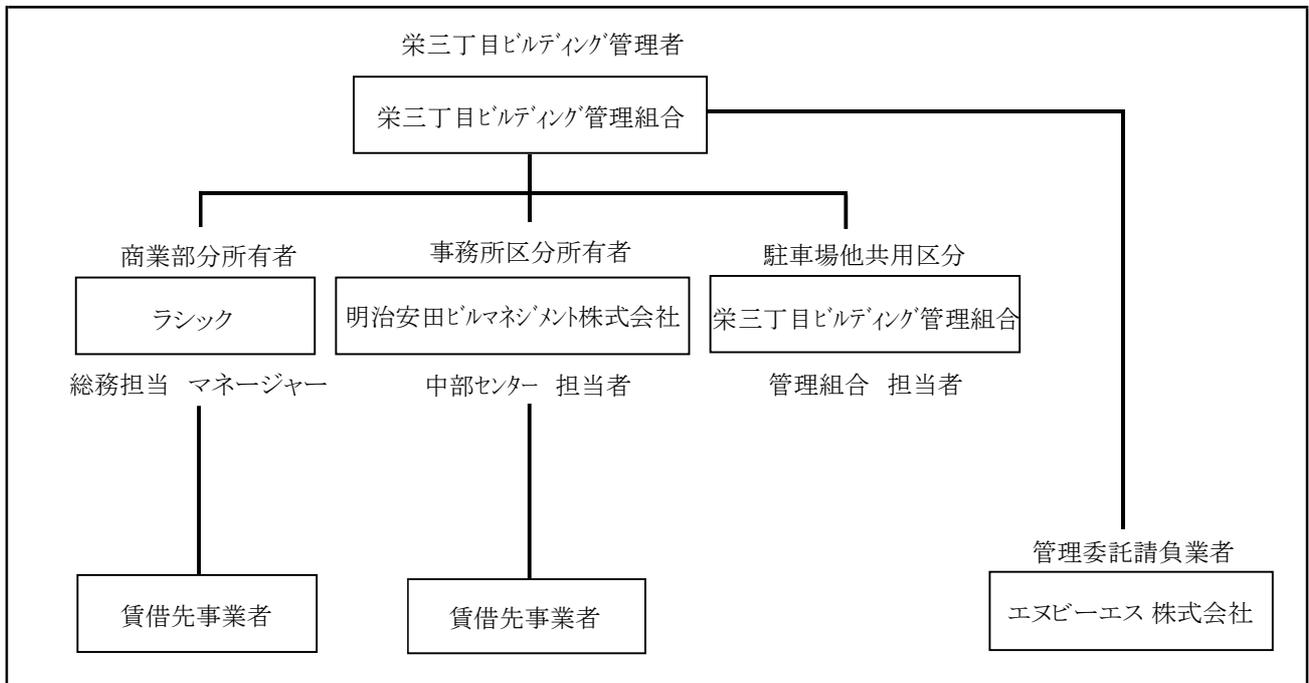
### 3 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制

#### (1) 地球温暖化対策の推進に関する方針

栄三丁目ビルディングは地球温暖化対策をはじめとする地球環境保全の重要性を認識し事業活動のあらゆる分野を通じて持続的発展が可能な社会を実現に貢献します。

1. 継続的な環境改善  
P D C Aサイクルに基づく環境施策の継続的な改善をはかります。
2. 省資源・省エネルギーの推進  
ビルで使用する電気、燃料等のエネルギー使用量を削減します。
3. 廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進  
廃棄物の発生量を抑制します。
4. 従業員への環境教育と社外への環境コミュニケーションの推進  
従業員に対しては環境教育をすすめ、事業外に対しては環境情報の公開をすすめます。
5. 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標  
温室効果ガスを削減します。

#### (2) 地球温暖化対策の推進体制



4 温室効果ガスの排出の状況

基準年度（令和3年度）の温室効果ガス排出の状況

①エネルギー起源二酸化炭素の排出量		5,912	t-CO <sub>2</sub>
①を （温室除く 二酸化炭素 換算） 排出量	②非エネルギー起源二酸化炭素（③を除く。）		t-CO <sub>2</sub>
	③廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源二酸化炭素		t-CO <sub>2</sub>
	④メタン		t-CO <sub>2</sub>
	⑤一酸化二窒素		t-CO <sub>2</sub>
	⑥ハイドロフルオロカーボン類		t-CO <sub>2</sub>
	⑦パーフルオロカーボン類		t-CO <sub>2</sub>
	⑧六ふっ化硫黄		t-CO <sub>2</sub>
	⑨三ふっ化窒素		t-CO <sub>2</sub>
	⑩エネルギー起源二酸化炭素（発電所等配分前）		t-CO <sub>2</sub>
温室効果ガス総排出量（①～⑩合計）		5,912	t-CO <sub>2</sub>

5 温室効果ガス排出量の抑制に係る目標

(1) 温室効果ガス排出量の抑制目標

温室効果ガスの抑制の目標設定方法	総排出量
------------------	------

項目	基準年度 令和3年度 排出量（実績）		目標年度		令和6年度	
			目標排出量		目標削減率	
温室効果ガス 総排出量	5,912	t-CO <sub>2</sub>	6,805	t-CO <sub>2</sub>	▲ 15.1	%

項目	基準年度 令和3年度 排出量（実績）		目標年度		令和6年度	
			目標排出量		目標削減率	
原単位あたりの 排出量		CO <sub>2</sub>		CO <sub>2</sub>		%

(2) 目標設定の考え方

商業区画において、時短営業または休業が無かった2018年度（2018年4月～2019年3月）の、使用電力量と使用冷温水量を計算上の基準年度として設定。なお、東邦ガスからの買電量は全て中部電力からの昼間買電量に加算。（東邦ガスの発電機は2021年4月で廃止）  
上記の設定から例年通り、3年間で1.8%の削減を目標値として設定した。  
基準年度（令和3年度）排出量欄には、そのまま令和3年度の実績を記載。

備考1 温室効果ガスの排出の状況のうち、エネルギー起源二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量については、温室効果ガスの種類ごとに3,000トン以上の場合に限り計上してください。

備考2 温室効果ガス総排出量とは、エネルギー起源二酸化炭素の排出量と、種類ごとに3,000トン以上の温室効果ガスの排出量の合算をいいます。

備考3 原単位あたりの排出量とは、事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する工場等の床面積、製品の出荷量その他の指標になる単位量あたりの温室効果ガス排出量をいいます。

指針第1号様式

6 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置

(1) 自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの抑制に係る措置

取組の区分	具体的な取組の内容	取組の目標
省エネルギー・省資源の実践 冷暖房ファンコイルユニット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商業区分：冬期（12月～3月）の共用部の冷房専用のFCUを停止する。</li> <li>・共用区分：暖房開始時期を状況を見て調整を行なう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度までに熱の使用量を1%削減する。</li> </ul>
省エネルギー・省資源の実践 照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務所区分：使用していない部屋や昼休みや時間外の消灯を推進する。</li> <li>・照明を高効率型、LEDに順次更新する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度までに電気の使用量を1%削減する。</li> </ul>
省エネルギー・省資源の実践 OA機器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコン・コピー機の離席時・退室時のスイッチOFFを推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度までに電気の使用量を1%削減する。</li> </ul>
廃棄物の排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分別回収を推進し可燃性廃棄物の排出量を低減する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度までに可燃性廃棄物の使用量を1%削減する。</li> </ul>

指針第1号様式

(2) 再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

ア これまでに実施している再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

導入年度	設備等の種類	概要（規模、性能、発生エネルギー量等）

イ 計画期間における再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

--

(3) 環境価値（クレジット等）の活用

--

(4) その他の地球温暖化対策に係る措置

・防災センターにて環境情報を公開し、従業員に環境教育をすすめる。
----------------------------------

(5) 「環境保全の日」等に特に推進すべき取組

荷物運搬時以外の利用自粛等によりエレベーターの利用を控える。
--------------------------------